

別海町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年4月変更）

【概要版】

（令和8年度～令和12年度）

■ 計画策定の趣旨

本町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和4年4月1日付けで町全域が過疎地域として指定されたことから、同法に定める財政上の特別措置等を活用しつつ、地域の持続的な発展を図るため、本計画を策定したものです。現行計画は令和7年度で期間が終了することから、令和8年度以降も引き続き支援措置を活用できるよう、計画の変更を行うものです。

■ 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5箇年間

■ 計画構成

1. 基本的な事項
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
3. 産業の振興
4. 地域における情報化
5. 交通施設の整備、交通手段の確保
6. 生活環境の整備
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
8. 医療の確保
9. 教育の振興
10. 集落の整備
11. 地域文化の振興等
12. 再生可能エネルギーの利用の推進
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とは

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援することを目的としています（令和12年度末までの時限立法）。

「過疎地域持続的発展市町村計画」とは

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域の持続的発展を図るために市町村が策定する計画です。

本計画に基づき実施する事業は、地方債など財政上の支援措置が受けられます。

計画の基本方針

「第7次別海町総合計画」の基本構想に掲げた将来像である『人がつながり 未来につながる 海と大地に夢があふれるまち ～いつも心に広がるふるさと べっかい～』を目指し、魅力あふれる地域資源を活用しながら、地域の持続的発展に必要な各種の取組を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標

「第7次別海町総合計画」における設定目標人口を踏まえ、次のとおりとします。

基本目標	令和12(2030)年の総人口	12,777 人
------	-----------------	----------

施策事項ごとの主な事業

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定められた施策事項ごとに、必要な事業計画を定めています。

掲載事業は、道路や公共施設等の整備事業(いわゆる「ハード事業」と、ハード事業以外の過疎地域の持続的発展に資する事業(いわゆる「ソフト事業」)に分類されます。

- ：施設等の整備事業(ハード事業)
- ：過疎地域持続的発展特別事業(ソフト事業)

主な掲載事業は、以下のとおりです。

1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- 移住・定住促進事業
- 地域おこし協力隊推進事業
- 地域スポーツ・人材育成連携推進事業
- デジタル地域通貨流通事業
- 域内循環拠点維持・確保対策事業

2. 産業の振興

- 農地等整備事業
- 自給飼料生産力強化対策事業
- 農業担い手対策事業
- 水産資源増大対策事業
- 町有林環境保全整備事業
- キャンプ場整備事業
- 起業家支援事業
- 商工業支援事業
- 新規就農者等総合支援事業
- 酪農研修牧場整備事業
- 沿岸漁業振興対策事業
- 水産物加工品流通強化事業
- ネイチャーセンター整備事業
- にぎわい商店街創造事業

3. 地域における情報化

- 防災行政用無線施設等整備事業
- 高速通信施設等整備事業

4. 交通施設の整備、交通手段の確保

- 町道整備事業
- 農道整備事業
- 生活バス整備事業
- 中標津空港輸送路線安定確保対策事業
- 橋梁整備事業
- 林道整備事業
- 根室中部広域生活交通路線バス整備事業
- 通院等乗合ハイヤー事業

5. 生活環境の整備

- 水道施設等整備事業
- リサイクルセンター整備事業
- し尿処理施設等整備事業
- 消防施設等整備事業
- 花のあるまちづくり事業
- 町有施設解体撤去事業
- 既存住宅耐震改修推進事業
- 地域防災センター整備事業
- 公園施設等整備事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 根室北部廃棄物処理広域連合整備事業
- 別海斎場施設等整備事業
- 公営住宅等整備事業
- 合併浄化槽設置整備事業
- 災害用備蓄資機材等整備事業
- 空き家等対策事業
- 公衆トイレ整備事業

6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 保育施設等整備事業
- 認定こども園整備事業
- 老人保健施設設備整備事業
- 地域子ども・子育て支援事業
- 出産祝金贈呈事業
- ふれあい・いきいきサロン事業
- 予防接種支援事業
- 検診事業
- 児童館整備事業
- 公的介護施設等基盤整備事業
- 保健センター施設等整備事業
- 子ども医療費助成事業
- 高齢者等バス・ハイヤー共通利用券交付事業
- 介護職員確保対策事業
- 不妊治療支援事業

7. 医療の確保

○ 病院施設等整備事業

○ 病院医療機械器具等整備事業

8. 教育の振興

○ 小中学校施設等整備事業

○ 幼稚園園舎等整備事業

○ 生涯学習センター整備事業

○ 図書館施設等整備事業

○ 義務教育学校施設等整備事業

● 外国語教育推進事業

● 別海高等学校教育支援事業

○ 教職員住宅整備事業

○ 公民館整備事業

○ 青少年プラザ整備事業

● コミュニティ・スクール推進事業

● 情報機器整備事業

9. 集落の整備

○ 地域会館等整備事業

● 町内会活動等支援事業

10. 地域文化の振興等

○ 文化財等整備事業

● 文化財等保存整備事業

○ 郷土資料館整備事業

● 文化財等活用事業

11. 再生可能エネルギーの利用の推進

○ 資源循環施設利活用整備事業

○ 公共施設等LED化事業

○ 太陽光発電施設等整備事業

12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

● まちづくり推進支援事業

● 北方領土問題対策事業

● 北方展望塔管理運営事業